

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月6日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第21号

香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

第1条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(給料表等)</p> <p>第2条 給料表は、別表第1のとおりとし、職員に適用する。</p> <p>2 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第24条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の企業長が定める日（次条から第23条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第27条第6項の規定の適用を受ける職員及び企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p>

第23条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 略

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定管理職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～6 略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級の号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600

5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700

29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,500	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	475,900	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	476,200	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	476,500	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	477,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	477,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	477,700	

53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	478,000
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	478,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	478,900
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	479,200
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	479,500
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	480,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	480,400
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	480,700
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	481,000
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300	481,500
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600	481,900
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,900	482,200
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	452,200	482,500
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	452,600	483,000
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	452,900	483,400
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	453,200	483,700
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	453,500	484,000
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	453,900	484,500
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	454,200	484,900
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	454,500	485,200
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	454,800	485,500
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	455,200	486,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	455,500	486,400
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	455,800	486,700

77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	456,100	487,000
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	456,500	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	456,800	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	457,100	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	457,400	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	457,800	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	458,100	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	458,400	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	458,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000	459,100	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300	459,400	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500	459,700	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700	460,000	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	417,000	460,400	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	417,300	460,700	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,500	461,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,700	461,300	
94	258,400	299,400	347,400	386,600	398,500	418,000	461,700	
95	258,700	299,700	347,800	387,000	398,800	418,300	462,000	
96	259,000	300,100	348,200	387,400	399,000	418,500	462,300	
97	259,300	300,300	348,400	387,700	399,200	418,700	462,600	
98	259,600	300,600	348,800	388,200	399,500	419,000	463,000	
99	259,900	301,000	349,200	388,600	399,800	419,300	463,300	
100	260,200	301,400	349,500	389,000	400,000	419,500	463,600	

101	260,500	301,600	349,800	389,300	400,200	419,700	463,900
102	260,800	301,900	350,200	389,800	400,500	420,000	464,300
103	261,100	302,200	350,600	390,200	400,800	420,300	464,600
104	261,400	302,500	351,000	390,600	401,000	420,500	464,900
105		302,700	351,500	390,900	401,200	420,700	465,200
106		303,000	351,900	391,400	401,500	421,000	
107		303,300	352,300	391,800	401,800	421,300	
108		303,600	352,700	392,200	402,000	421,500	
109		303,800	353,200	392,500	402,200	421,700	
110		304,200	353,600	393,000	402,500	422,000	
111		304,600	353,900	393,400	402,800	422,300	
112		304,900	354,200	393,800	403,000	422,500	
113		305,100	354,700	394,100	403,200	422,700	
114		305,300		394,600	403,500		
115		305,600		395,000	403,800		
116		306,000		395,400	404,000		
117		306,200		395,700	404,200		
118		306,400		396,200	404,500		
119		306,700		396,600	404,800		
120		307,000		397,000	405,000		
121		307,400		397,300	405,200		
122		307,600		397,800			
123		307,900		398,200			
124		308,200		398,600			

	125		308,500		398,900					
	126				399,400					
	127				399,800					
	128				400,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	

第2条 香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（企業長が定める管理又は監督の地位にある職員（第23条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、企業長が定める基準に従って企業長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、企業長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごと</p>

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～6 略

の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～6 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、改正後の給与規程第20条第2項、第3項及び第23条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(会計年度任用職員に対する令和6年度の給与に関する経過措置)
- 4 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）のうち、任期が3月以下の者又は1週間当たりの勤務時間（勤務時間が1週間単位で定められている場合にあっては当該勤務時間をいい、その他の場合にあっては1週間当たりの勤務時間の平均をいう。）が15時間30分未満の者に対する令和6年4月1日からこの規程の施行の日の属する月の末日までの間の給与を支給する場合であって、給料月額を決定し、及び手当を算出するときにおける香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。